

議案第13号

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例

東近江市事務分掌条例（平成22年東近江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 市民部

(5) 環境部

第1条中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 健康医療部

(7) 福祉部

第2条第1号中イ及びウを削り、エをイとし、オからケまでをウからキまでとし、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 市民部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。

イ 総合的な人権施策に関する事。

ウ 市民相談及び消費生活に関する事。

エ 交通安全教育及び啓発に関する事。

オ 自治振興に関する事。

カ まちづくりの推進に関する事。

キ 地域振興に関する事。

(5) 環境部

ア 環境政策及び環境施策に関する事。

イ 環境保全及び生活環境に関する事。

ウ 資源の再生及び循環に関する事。

エ 廃棄物の処理に関する事。

第2条中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 健康医療部

ア 保健衛生に関する事。

イ 地域医療に関する事。

ウ 国民健康保険、医療給付及び国民年金に関する事。

(7) 福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 高齢者福祉（介護保険を含む。）に関すること。

ウ 障害者福祉に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年度以後の本市の組織を改編したく、本議案を提出するものである。